

重要なことがらを説明しています。ご加入の際に必ずお読みください。

ご加入の際にご確認下さい。

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフビズ建設業総合保険パンフレット」および「重要事項説明書」をあわせてご覧ください。  
また、詳しくは、「普通保険約款・特約約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 保険料算出の基礎および注意事項について  
この保険契約は、売上高、完成工事高等(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)をもとに算出した保険料によりご契約いただきます。この場合の保険料算出の基礎数値は、ご契約時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の数値を用います。(注)  
(注)新規事業者等で最近の会計年度(1年間)の数値が把握できない場合は、事業計画書の見込数値を用います。  
※この保険契約は、暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了後に算出される確定保険料との差額を精算いただく契約方式(確定精算方式)のお取扱いではありません。
- (1) 保険料算出の基礎について  
① 保険申込書の「保険料算出の基礎欄」には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をご申告(記入)ください。  
※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。  
② 保険の対象となる工事、仕事、生産物等が複数となる場合にはそれぞれの数値をご申告いただき、「保険料算出の基礎欄」には合計の数値をご申告(記入)ください。
- (2) 注意事項  
① 保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。  
② お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。  
③ ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
- 損害保険契約者保護機構等について  
○引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。  
○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

ご加入後にご注意いただきたいこと

- タフビズ建設業総合保険の普通保険約款・特約約款・特約集、保険証券は保険契約者(一般社団法人 東京建設職能組合連合会)に交付されます。

#### 万一、保険事故が発生した場合にご注意いただきたいこと

- 事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。  
○この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。  
賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

- この保険は一般社団法人 東京建設職能組合連合会を保険契約者とし、一般社団法人 東京建設職能組合連合会の支部組合員を加入者とするタフビズ建設業総合保険の団体契約です。
- 「タフビズ建設業総合保険」は、「事業所・団体包括特約約款、建設業総合賠償責任補償特約セット賠償責任保険」のペットネームです。

#### お問い合わせ先

##### 【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
東京企業営業 第四部営業第一課  
〒103-8252  
東京都中央区日本橋3-5-19 日本橋本社ビル11F  
TEL 03-5202-6707

##### 【取扱代理店】

一般社団法人 東京建設職能組合連合会  
担当者: 藤田・五十嵐  
〒162-0843  
東京都新宿区市谷田町2-26  
TEL 03-3268-6343 FAX 03-3260-1045

#### 個人情報の取扱について

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲介人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。  
ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険株式のホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

(2018年2月承認) B1 7-104500

一般社団法人 東京建設職能組合連合会  
支部組合員の皆さまへ

平成30年度版

## タフビズ建設業総合保険のご案内



- 建設業者を取り巻くさまざまなリスクをまとめて補償する保険です。
- 支部組合員の皆さまが安心して仕事に打ち込める環境を作ることを目的として創設した制度です。
- 支部組合員の皆さまの経営安定上不可欠な損害保険を一般社団法人 東京建設職能組合連合会が保険契約者となり、ご加入加盟店を被保険者(補償の対象となる方)とする団体契約です。

### ご加入方法

保険期間(ご契約期間)	平成30年4月17日午後4時~平成31年4月17日午後4時
募集期間	平成30年3月13日(火)~平成30年4月13日(金)
加入対象	一般社団法人 東京建設職能組合連合会 支部組合の方々
申込締切日	平成30年4月13日(金)
保険料払込方法	平成30年4月13日(金)までに所属組合にお支払ください
手続き方法	添付の見積兼加入申込票を所属組合にFAXください

見積兼加入申込票をFAXしてください

# タフビズ建設業総合保険は、次のような事故の場合に保険金をお支払いします。

## 賠償責任の補償

### 基本補償

支払限度額(1事故)	免責金額(1事故)
1億円もしくは3億円からお選び下さい。 【工事完了(引渡し)後の事故】については保険期間中支払限度額も同額で設定	0円

■工事中、工事完了(引渡し)後、施設の所有・使用・管理に関する補償

#### 工事中の事故

##### 工事・作業の遂行に関連する賠償責任の補償

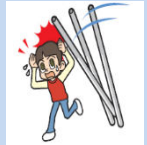


工事現場から、建設資材が落下して通行人へケガをさせてしまった。

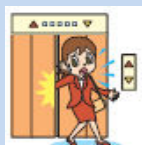


看板の溶接工事中、溶接花火の飛散により火災が発生し、隣接する建物が焼失した。

##### 施設や設備等に関連する賠償責任の補償



資材置場の資材が崩れ、遊んでいた子供がケガをした。



従業員がボタン操作を誤り、エレベーターでお客さまにケガをさせてしまった。

#### 工事完了(引渡し)後の事故

##### 工事・作業の結果や生産物に関連する賠償責任の補償



工事の欠陥によりガス漏れ事故が発生し、住民が中毒になった。



設置した機械の調整ミスにより、機械から出火、建物を焼失した。

(基本契約)以下のケースは、自動的にセットされる補償でお支払致します。

##### 作業を行う対象物に発生した損害 <管理財物損壊補償>※1



ビルの外壁の一部を補修中、工事対象の壁面の内壁を破損した。

##### 借用している財物等の損害 <借用財物損壊補償>※2



作業場内・作業区間内・施設内に限ります  
工事に使用するためリース会社から借りていたパワーショベルを破損した

##### 他人の財物の使用不能による損害 <使用不能損害拡張補償>



店舗の外装工事中に誤って電源を切断、店舗建物その他設備には損傷はなかったが、店舗が休業を余儀なくされ、経済的損失を被った。

##### 建設用工作車に起因する事故 <工作車危険補償>※3



作業場内・作業区間内・施設内に限ります  
工事現場で使用していたパワーショベルで誤って駐車場の車を破損させた。

##### 給排水管等からの水漏れ等による財物の損壊 <漏水補償>



配管から水漏れが発生し、階下の他人の店舗を汚損させた。

##### 人格権の侵害 <人格権侵害補償>



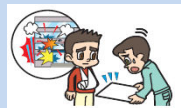
工事現場で不審者を資材泥棒と誤認して拘束したが、その事実はなく、本人から人格権侵害で訴えられた。

※1被保険者に支給された資材、機械、商品等の財物はお支払の対象となりません。

※2基本契約の損害賠償金とは支払限度額が異なります。

※3自賠償保険・自動車保険で補償されるべき額の超過分のみがお支払対象となります。

##### 生産物・仕事の目的物自体の損壊 <生産物・仕事の目的物損壊補償>



ガス管設置工事に欠陥があったため、ガス漏れにより爆発した結果、負傷した被害者から、治療費を請求されると共に、ガス管そのものの損害について損害賠償請求された。

##### 生産物の回収費用 <リコール費用補償>



欠陥のある建設用資材を販売してしまい、工事現場で使用した複数のユーザーの従業員がケガをしたため、製品回収を行った。

## 物損害の補償

### オプション特約

■工事中の目的物の損害賠償

#### 工事物損害補償特約

建設工事・組立工事・土木工事などの工事種類を問わず、不測かつ突発的な事故により、対象工事の目的物など保険の対象(補償されるもの)について発生した損害を補償します。



建設中の住宅で火災が発生し全焼した。



工事現場内資材置場に保管していた工事用資材が盗まれた。

#### 免責金額

①火災・落石・破裂・爆発事故	0万円
②盗難事故③その他の損害	10万円

#### 補償内容

支払限度額(1事故)	
1事故について	対象工事ごとの請負金額 (ただし、土木工事については、請負金額または1,000万円のいずれか低い金額が限度となります。)
保険期間中	完成工事高

## 保険料イメージ

(優良フリート割引、優良ノンフリート多数割引・ISO/HACCP等割引の適用がない場合)

※完成工事高1,000万円以下の場合も、ご加入頂けます。

賠償責任の補償(基本補償)と物損害の補償(特約)にご加入した場合(支給資材の金額が0円の場合)

■大工工事・住宅等内装工事(リスクコード:1A)

完成工事高(円)	支払限度額	
	1億円	3億円
1千万	48,220円	52,120円
3千万	115,870円	133,880円
5千万	177,030円	215,660円
1億	322,390円	389,420円
2億	562,810円	671,170円